



～家族で「選挙」のことについて話してみませんか?～

NO. 7

選挙に関するあれこれを発信する「選挙」豆知識
第7回目の今回は、10月23日(日)執行予定の笛吹市市長・
市議会議員一般選挙に関するところの中から、立候補に
関することをお伝えします

【立候補】

公職選挙法では、当選人になるには、まず立候補しなければならないと定められています。国や地方を問わず、選挙では立候補制度がとられています。

【立候補の届出】

- ▶ **本人届出** 候補者になろうとする本人が、選挙長に届けます。
- ▶ **推薦届出** 笛吹市選挙管理委員会が管理する選挙人名簿に登録されている者が、候補者となる本人の承諾を得て、この人を候補者にしたと、選挙長に届けます。

【立候補届出の期間】 選挙期日(10月23日)の告示(10月16日)があった日の**1日間**だけです。
受付時間は、休日平日を問わず午前8時30分から午後5時までです。

有権者のみんな、

注目!



この制度、知ってる?

当選を争う意思のない人が、売名などの理由で無責任に立候補することを防ぐための制度。「供託制度」って言うんだよ。預ける供託額も決まっているんだよ! ※市長=100万円 市議会議員=30万円



笛吹市選挙管理委員会 笛吹市明るい選挙推進協議会

■ 問合せ先 笛吹市選挙管理委員会事務局 ☎ 055(262)4111